

港湾計画について

港湾計画とは、

- ▶ 港湾計画は、港湾空間(陸域・水域)において、開発、利用及び保全を行うにあたっての指針となる基本的な計画です。
- ▶ 港湾法第3条の3に規定されている法定計画で、港湾管理者に策定が義務付けられています。

港湾計画で定めるべき事項（港湾法施行令第1条の四）

- | | | |
|---|---|----------------|
| ▶ 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針 | ⇒ | 計画方針 |
| ▶ 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項 | ⇒ | 将来取扱貨物量等 |
| ▶ 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項 | ⇒ | 泊地や岸壁の施設整備計画 |
| ▶ 港湾の環境の整備及び保全に関する事項 | ⇒ | 緑地や処分場計画 |
| ▶ その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項 | ⇒ | 土地利用や耐震強化岸壁の計画 |

長期構想と港湾計画

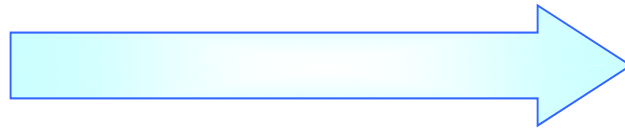
- ▶ 長期構想が目指す4つの将来像の実現に向けて、概ね10年間に着手したい、あるいは成果を挙げたいと考えてる取組内容を具体的に位置づけることとしています。

長期構想(北九州港 アジア・グリーンポート構想)

理念

ものづくりを支え、
まちを元気にする

人と地球にやさしく、
世界の環境首都を支える



ものづくりの競争力強化
国際競争力の向上



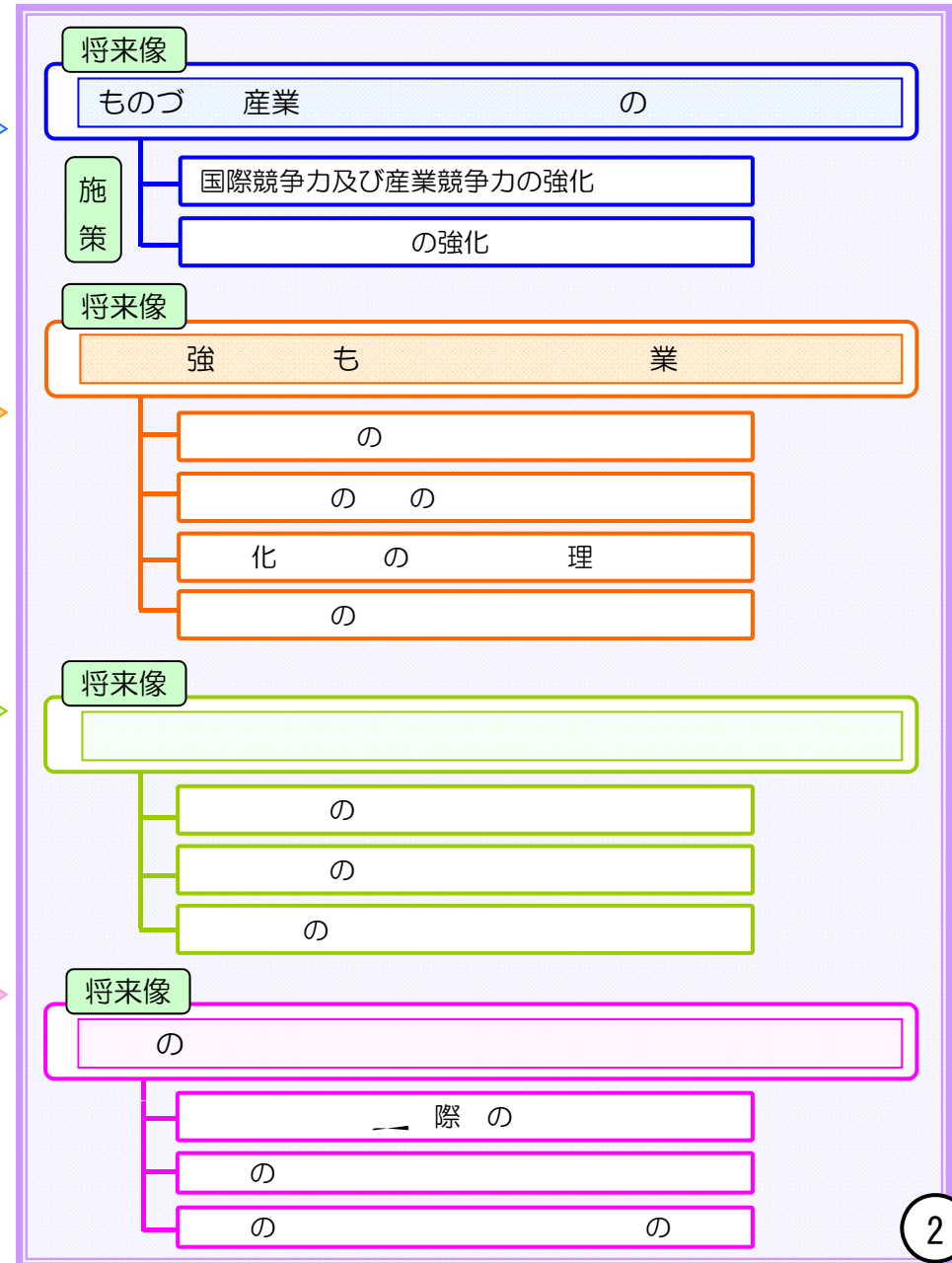
強業のつ



ののの
づのの



の産業づの
際の一産化



港湾計画の方針

■課題及び要請

【物流】

- コンテナ船の大型化と寄港地の集約化への対応
- アジア域内の発化にう、定 要への対応
- 船の大型化への対応
- 海の化するへの対応

【流】

- アジアとの流の大への対応
- まのいと体となった流の成

【環境】

- 環境の保全・
- の実現に向けた取組の強化
- やをえる物・土 処分場の保

【全】

- 大規模への対応
- 全な航行環境の保

■計画の基本方針（目標年次：平成30年代前半）

【物流】

- (1) コンテナ船の大型化が進んでいるアジア基幹航路に対応するため、日本海側や西日本地域など広域からの集荷を行うとともに、のコンテナ ナの利用進をる。
アジア地域との 分の進に う定 (海) 要に対応するため、及び内 ・ 航路や が体となった 物流の実現をる。これらを 的に さ、アジア における 港湾を目指す。
() 船等の船舶の大型化に対応するため、岸壁、航路や泊地等をし、港湾 能の強化をる。
(3) 4 間 用 能な海 空港である 空港の を かし、陸 が な 貨物等を するアの実現を目指す。
() の に対応した力的な 用地を 保する。

【流】

- () 港の を かした について、さらに 力ある として 大を、客の集客に める。
() 旅客 要や 要の に対応するため、アジア等の と 港を や 船等の 体 の 実をる。

【環境】

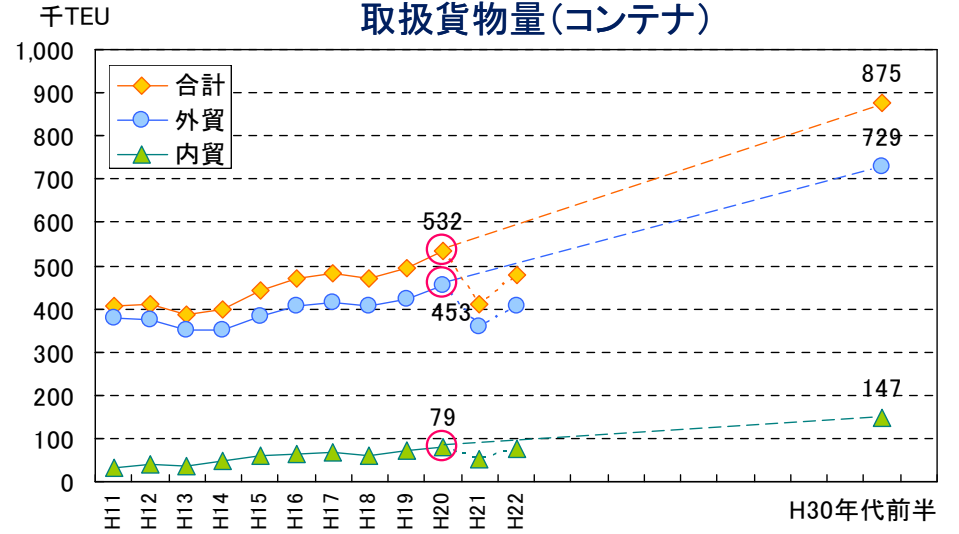
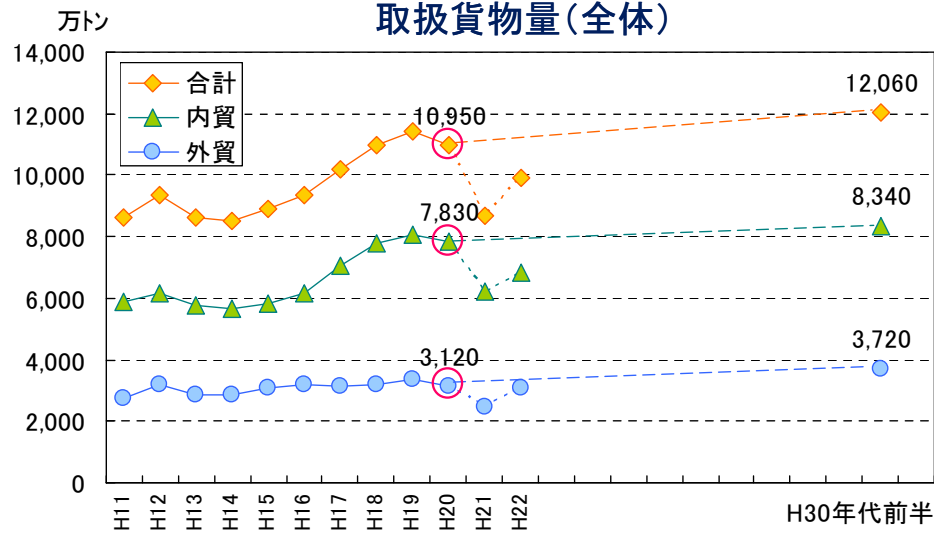
- () の 化する や水 に対する の ま に対応し、しめる港湾空間を 成 するため、緑地や 力的な水 の整備を進める。
() の なる進 に対応するため、内 ・ 船・ にる 能の強化をる。
() な や の を えるため、物及び 土 の処分場を 保する。

【全】

- () 大規模地震が発生した場 において、物 の れ及び ・ 内幹 能を 保するため、耐震強化岸壁の整備を進める。
(10) 型船等の係留施設の を するため、港内の航行 全 の向 に めながら、型 船 容施設の 実をる。

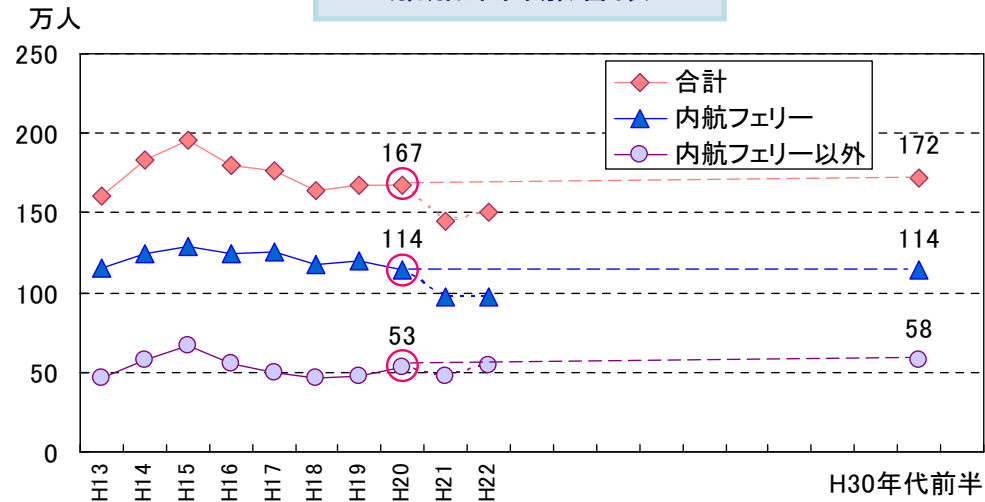
港湾の能力

取扱貨物量



船舶乗降旅客数

○ 推計基準年

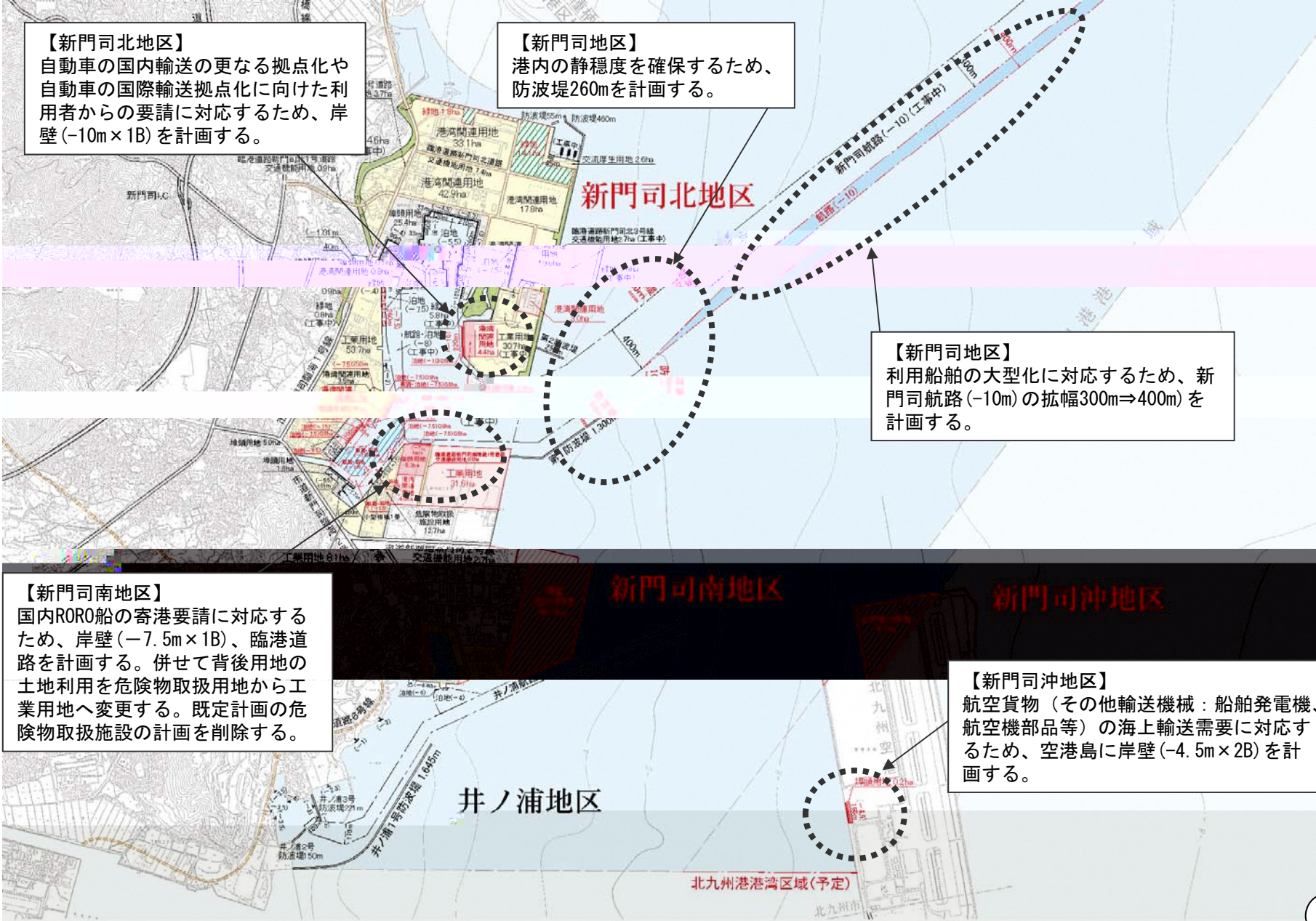


NT *Wp : pp qp q WW*

rs tZ vp: p q ú⁻ Y Z |



今回計画(新門司地区)



【新門司北地区】
自動車の国内輸送の更なる拠点化や自動車の国際輸送拠点化に向けた利用者からの要請に対応するため、岸壁(-10m×1B)を計画する。

【新門司地区】
港内の静穏度を確保するため、防波堤260mを計画する。

【新門司地区】
利用船舶の大型化に対応するため、新門司航路(-10m)の拡幅300m⇒400mを計画する。

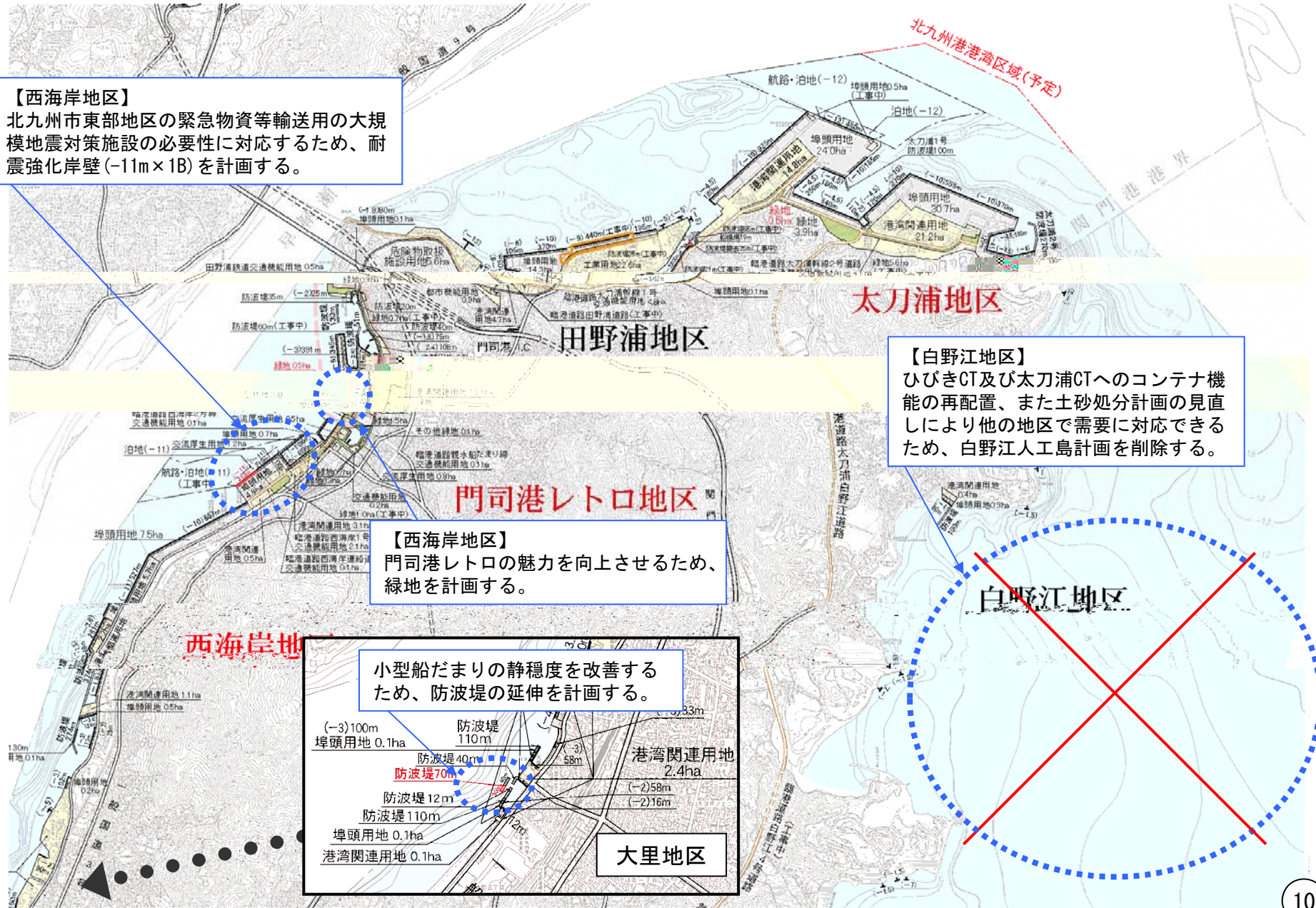
【新門司南地区】
国内RORO船の寄港要請に対応するため、岸壁(-7.5m×1B)、臨港道路を計画する。併せて背後用地の土地利用を危険物取扱用地から工業用地へ変更する。既定計画の危険物取扱施設の計画を削除する。

【新門司沖地区】
航空貨物(その他輸送機械:船舶発電機、航空機部品等)の海上輸送需要に対応するため、空港島に岸壁(-4.5m×2B)を計画する。

今回計画(太刀浦・田野浦・西海岸・大里地区)

【西海岸地区】

北九州市東部地区の緊急物資等輸送用の大規模地震対策施設の必要性に対応するため、耐震強化岸壁(-11m×1B)を計画する。



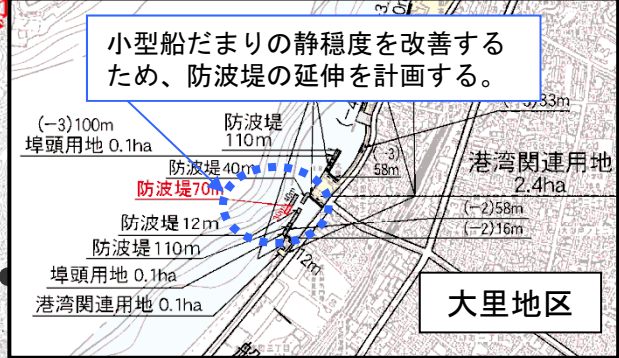
【白野江地区】

ひびきCT及び太刀浦CTへのコンテナ機能の再配置、また土砂処分計画の見直しにより他の地区で需要に対応できるため、白野江人工島計画を削除する。

【西海岸地区】

門司港レトロの魅力を向上させるため、緑地を計画する。

小型船だまりの静穏度を改善するため、防波堤の延伸を計画する。



今回計画(砂津・日明・戸畑地区)

【戸畑地区】
 利用船舶の航行安全を確保するため、戸畑航路の拡幅を計画する。

【日明地区】
 低利用となっている水面貯木場(6ha)を、小型船だまりとして有効活用する。

【日明地区】
 鉄鋼関連貨物取扱岸壁の不足に対応するため、未整備となっているRORO船対応の岸壁(-7.5m×2B)の既定計画を見直し、岸壁(-5.5m×1B)を計画する。

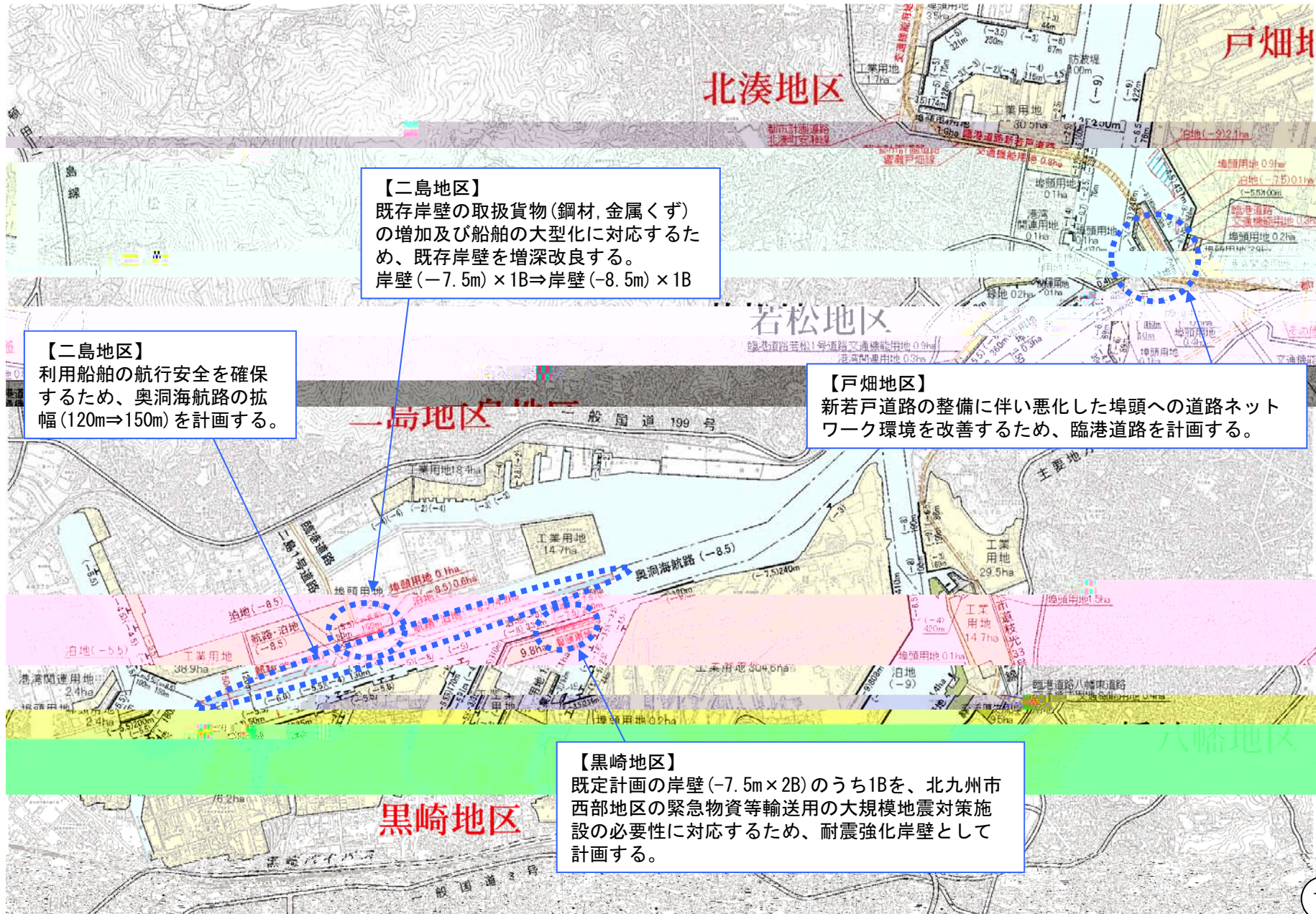
【砂津地区】

- ・国際旅客需要やクルーズ需要の増加に対応するため、西海岸地区の既存施設を活用する。それに伴い、旅客船埠頭計画を削除する。
- ・都市型病院の立地等による背後土地利用の変化に対応するため、土地利用計画を変更する。
- ・新門司地区への石油基地移転計画の見直しに伴い、土地利用計画を変更する。

【戸畑地区】
 既存岸壁の取扱貨物(鉄鋼, 化学薬品)の増加及び荷役作業の効率化を図るため既存岸壁を改良する。
 岸壁(-7.5m)×2B、岸壁(-4.5m)×2B
 ⇒岸壁(-7.5m)×3B、岸壁(-4.5m)×1B、臨港道路を計画する。

【砂津地区】
 港湾関連用地としての利用が見込めないため、埋立計画(既定計画)を削除し、小型船だまりを計画する。

今回計画(洞海湾地区)

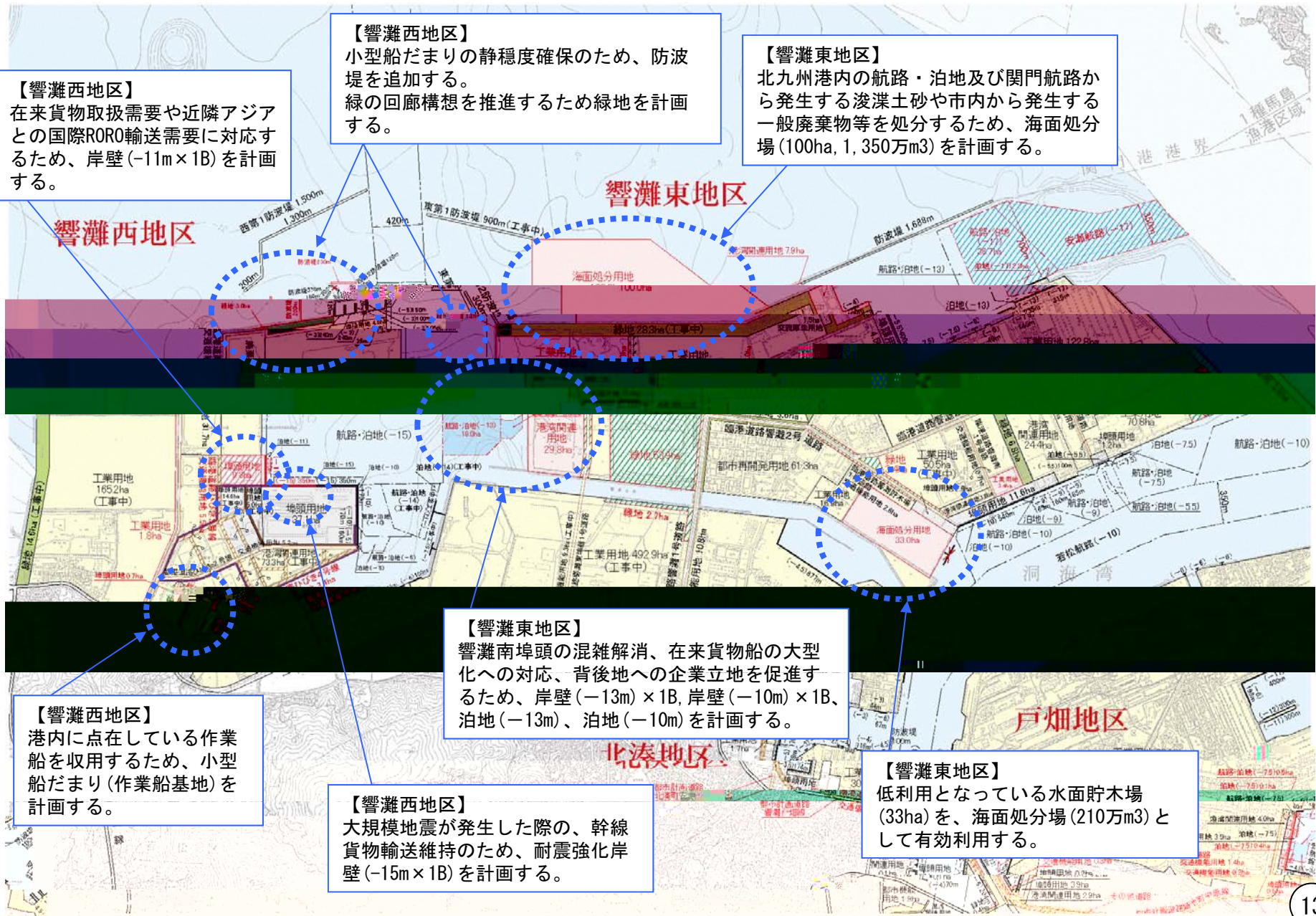


今回計画(響灘地区)

【響灘西地区】
 在来貨物取扱需要や近隣アジアとの国際RORO輸送需要に対応するため、岸壁(-11m×1B)を計画する。

【響灘西地区】
 小型船だまりの静穏度確保のため、防波堤を追加する。
 緑の回廊構想を推進するため緑地を計画する。

【響灘東地区】
 北九州港内の航路・泊地及び関門航路から発生する浚渫土砂や市内から発生する一般廃棄物等を処分するため、海面処分場(100ha, 1,350万m³)を計画する。



【響灘西地区】
 港内に点在している作業船を収用するため、小型船だまり(作業船基地)を計画する。

【響灘東地区】
 響灘南埠頭の混雑解消、在来貨物船の大型化への対応、背後地への企業立地を促進するため、岸壁(-13m)×1B、岸壁(-10m)×1B、泊地(-13m)、泊地(-10m)を計画する。

【響灘西地区】
 大規模地震が発生した際の、幹線貨物輸送維持のため、耐震強化岸壁(-15m×1B)を計画する。

【響灘東地区】
 低利用となっている水面貯木場(33ha)を、海面処分場(210万m³)として有効利用する。